

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 研究誌『兵庫社会福祉士』編集規程

規程第27号  
2024年3月7日制定

## (名称)

第1条 本誌は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）の研究誌『兵庫社会福祉士』と称する。

## (目的)

第2条 本誌は、原則として本会に所属する社会福祉士の社会福祉実践と理論の研究発表の場とする。

## (発行)

第3条 本誌は、原則として1年1回の刊行とする。

## (内容)

第4条 本誌には、実践研究、実践報告、その他の原稿を掲載することができる。

## (定義)

第5条 実践研究、実践報告、その他の原稿の定義は次の第1号から第3号までとする。

### (1) 実践研究

社会福祉士が関与している社会福祉実践を先行実践・研究・理論等を踏まえて、一定の方法にもとづいて分析、考察し、その実践のもつ新たな価値、意義、方法論等が見出されたもの

### (2) 実践報告

社会福祉士が関与している社会福祉実践から、社会福祉の対象としての実践の価値、意義、また類似実践への示唆及び関わり方、その内容と期間、実践仮説と考察などが見出されたもの

### (3) その他の原稿

調査研究委員会が本誌に掲載することを認めたもの

## (遵守事項)

第6条 本誌に掲載する論文等の原稿は、公益社団法人日本社会福祉士会の定める研究倫理規程及び研究倫理ガイドラインを遵守したものとする。

## (資格)

第7条 本誌への執筆・投稿は、原則として本会に所属する社会福祉士に限る。ただし、共同研究者には非会員を含めることができる。その際、筆頭執筆者に共同研究者を含めた数の中で、非会員が半数を超えてはならない。

## (審査)

第8条 実践研究、実践報告の審査は、審査規程に基づき、調査研究委員会が行う。

(編集)

第9条 本誌の編集には、調査研究委員会があたる。

(執筆要領)

第10条 原稿は所定の執筆要領によるものとし、審査後の加筆は認められない。

(著作権)

第11条 本誌に掲載された著作物の著作権は、本会に帰属する。ただし、著者自身が使用する場合は、この限りではない。

附 則

1 この規程は、2024年3月7日から施行する。